

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・6月の診療予定

総合診療内科	午前 月から金曜日(午前11時までの受付)
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月から金曜日 (初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ) 午後 月、木、金曜日 (初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ)
消化器内科	午前 6日(金)、13日(金)(午前11時までの受付) 午後 6日(金)(完全予約制)、13日(金)(完全予約制)、26日(木)
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 6日(金)、27日(金)
総合診療(外科)	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 9日(月)(午前11時までの受付) 今年度から曜日変更になりましたので、ご注意ください。
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日(午後3時～午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日(初診は完全予約制) 午後 月、火、水曜日(完全予約制)
産婦人科	午前 16日(月)、17日(火)(午前11時までの受付) 午後 16日(月)
耳鼻咽喉科	午前 3日(火)、4日(水)、12日(木)、17日(火)、18日(水)、26日(木)、 (午前11時までの受付) 午後 11日(水)、25日(水)
眼科	午前 12日(木)、26日(木) (予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 4日(水)、18日(水)、25日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。眼鏡の処方、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。

※診療受付時間

午前・・・8時00分～11時30分(初診の方は、9時00分～)

午後・・・1時00分～2時30分

予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分～午後4時00分

＜新任医師紹介＞

総合診療内科 武川 慶(むかわ けい) 医師

前任地：札幌医科大学附属病院

江差の印象：夕日が綺麗

専門・関心領域：内科から心臓血管手術まで

趣味・特技：水泳

患者さんへ一言

函館に住んでいたことはございますが、江差は初めてです。海が好きなので、景色がきれいで心が洗われる毎日を過ごしております。いままで経験してきたことをフル活用して、新しいことを吸収しながら、よりよい医療をご提供できるよう邁進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



★★★ 看護職員等募集のお知らせ ～ご連絡お待ちしております！～ ★★★

正職員：看護師・管理栄養士・薬剤師／会計年度任用職員：看護師・准看護師・看護助手・臨床工学技士

各種手当・有給休暇・院内保育所あり

勤務時間も相談可能(例：1日4時間で週3日 など)

問い合わせ先 総看護師長 山本



法テラス

法テラス江差通信

お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第178号)

TEL 050-3383-5563

「スマートフォンと相続」

近年、スマートフォン(以下「スマホ」といいます。が)が全世代に普及しました。それに伴い、死亡時にスマホが残ってしまうといった事態が想定されます。スマホは1つの端末でさまざまな情報を管理することができ大変便利ですが、その反面、相続が発生した場合はさまざまなトラブルを生む可能性があります。

そこで、今回はスマホと相続について、気をつけるべきことなどを取り上げたいと思います。故人のスマホが見つかり、スマホにロックがかかっていた場合、相続人はスマホのロックを解除できるかどうかを確認することになります。これには、故人のスマホのパスワードが必要になります。

ここで注意することは、スマホによってパスワードを複数回間違えると自動でスマホの中心を初期化してしまう機能がついている場合があることです。そのため、故人のパスワードが分からない場合に、闇雲にパスワード候補を入れるのは辞めたほうが良いです。

このような事態を回避するには、家族にあらかじめパスワードを共有しておくことや、エンディングノートなどにスマホのパスワードを記入し、万が一の

時に備えるといったことが考えられます。

もし、仮にスマホのロックが解除できたとしてもいくつか気をつけるべきことがあります。

まず、他に相続人がいる場合は、他の相続人にスマホを確認することの同意を得たほうが良いです。可能であれば、他の相続人も一緒にスマホを確認したほうが良いです。他の相続人の意見を聞かずにスマホの中身を確認した場合、思わぬトラブルに発展することがあります。

次に、故人のスマホアプリにログインする際は、スマホを機内モードなどにしてネットにつながらない状態にしたほうが良いです。これはネットにつながった状態でアプリにログインしたことでのアプリの規約違反になるといった事態を回避するための対応です。

以上のとおり、故人のスマホを取り扱う際は、慎重に行ったほうが良いです。また相続時のトラブルが起らないようにスマホに関する情報を日頃から整理することも大事です。

ご相談のご予約は、050-3383-5563までお願いいたします。

(法テラス江差)

弁護士 樋口 直久

上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203

